

車両代替をお考えの 中小トラック運送事業者の皆様へ

申請台数制限なし!!

**10月1日より、
補助金申請要件
緩和!!**

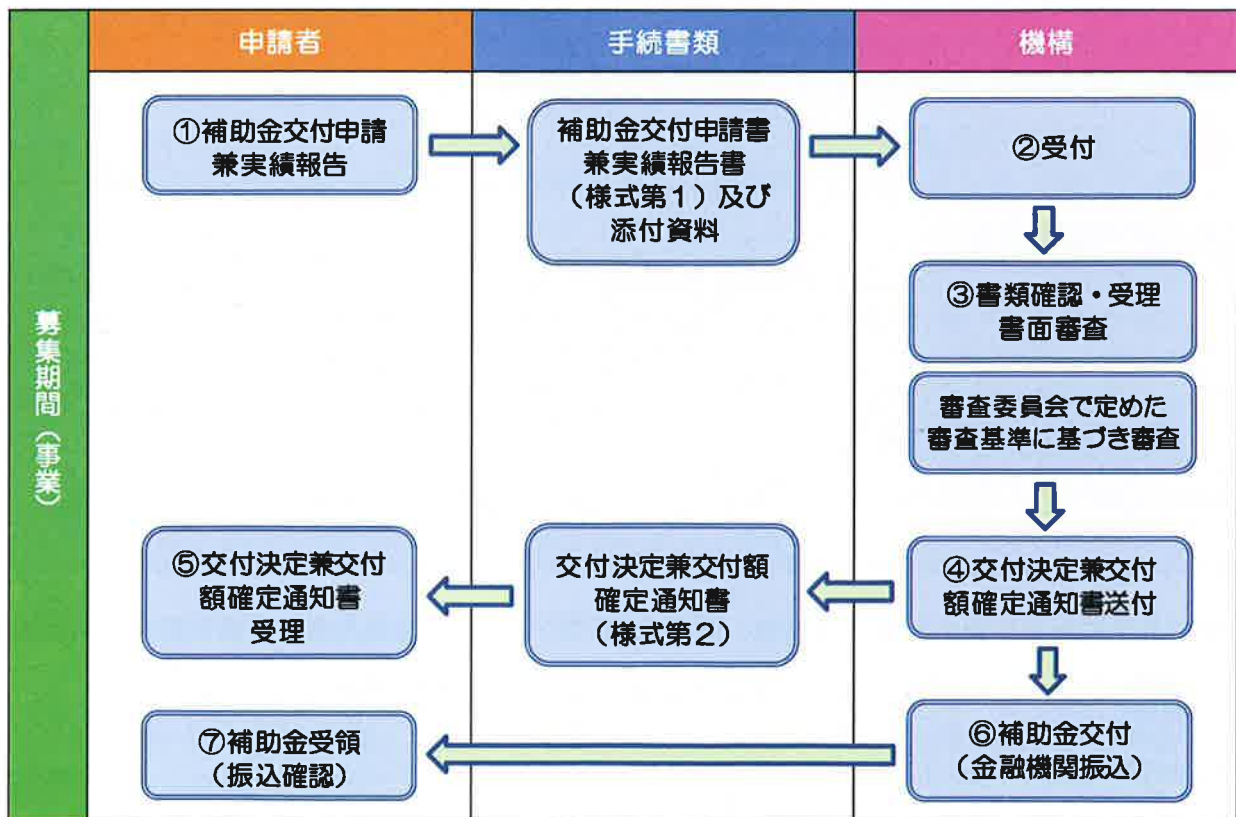
※受付は来年1月29日まで。
但し、予算額に達した時点で終了。



■平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金■

(中小トラック運送事業者における低炭素化推進事業)

《交付申請～補助金受領》



事業概要

1. 補助対象事業者

- ①一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者
(ただし、資本金3億円以下又は常用する従業員300人以下が対象)
- ②①に貸し渡す自動車リース事業者

2. 補助対象

◆先進環境対応型ディーゼルトラック

- ・車両総重量3.5トン超であって、型式の排出ガス規制識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QKG」、「QPG」、「LPG」であること
- ・平成27年4月9日から平成28年1月29日までに新車登録されたもの
- ・所有権留保が設定されていないこと(解除後の申請可)
- ・事業用トラックの廃車(永久抹消)を伴うこと

◆対象となる廃車車両の基準

- ・平成16年度以前に新車新規登録した事業用トラックであって、平成27年4月9日から平成28年1月29日までに廃車するもの
- ・導入する先進環境対応型ディーゼルトラックと同じ車両区分以上であること
- ・使用者名が新車登録する所有者名(リースの場合は使用者名)と同一であるもの
- ・廃車するまでの過去1年間継続して自社で事業用トラックとして使用していたもの
- ・廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効であること。かつ、その有効期間内は、一定の走行がされているものであること

3. 補助金

- ・導入する車両区分と「金額」
大型車「100万円」 中型車「70万円」 小型車「40万円」
※10/1 受付分より申請台数制限なし・
(9/30までに10台の申請実績がある事業者も追加申請可能)

4. 予算総額

約28億円

5. 申請受付期間

- ・平成28年1月29日まで
- ・なお、予算額に達したときはその時点で受付終了
※LEVOのホームページにて、受付状況を公表中



6. 交付決定兼交付額の確定通知

- ・申請内容を審査委員会の定める審査基準に基づき審査し、交付決定兼交付額確定を実施

7. 事業報告書等の提出

- ・申請書にはエコドライブ等燃費改善計画書を添付
- ・補助事業完了日(新車登録日または廃車日のいずれか遅い日)から、当該年度の3月末までの間については3か月ごとに、また、その後3年間については4半期ごとに「燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果計算表」(導入車両の月別燃費)を提出し、年度終了後30日以内に様式第7の事業報告書を提出

★詳細及び申請書のフォーマット等は、ホームページにてご確認ください。

問い合わせ先



一般財団法人 環境優良車普及機構 補助事業執行グループ
TEL: 03 (5341) 4577 FAX: 03 (5341) 4578
メールアドレス: hojokin@levo.or.jp ホームページ <http://www.levo.or.jp/>